# 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律に基づき都道府県に交付する事務費に関する政令 （平成三十一年政令第百六十号）

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（以下「法」という。）第二十四条の規定により、毎年度、都道府県知事が法又は法に基づく命令の規定によって行う事務の処理に必要な費用として、国が、都道府県に交付する交付金の額は、法第五条第一項の一時金の支給の請求の件数を基準として厚生労働大臣の定める方式によって算定した費用の額とする。

# 附　則

##### １

この政令は、公布の日から施行する。

##### ２

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

* 四十九  
  旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（平成三十一年法律第十四号）第二十九条の規定による交付金

##### ３

厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

* 十三  
  旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（平成三十一年法律第十四号）第三条に規定する一時金（第九十九条第十号において「旧優生保護法一時金」という。）に関すること。
* 十  
  旧優生保護法一時金に関すること。